

新潟市立高志中等教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 9 月 4 日

新潟市教育委員会

教育長

夏目久義

新潟市教育委員会規則第 6 号

新潟市立高志中等教育学校学則の一部を改正する規則

新潟市立高志中等教育学校学則（平成20年新潟市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

第1学年
120人

」を「

第1学年
105人

」に、

「

第2学年
120人

」を「

第2学年
105人

」に、

「

第3学年
120人

」を「

第3学年
105人

」に、

「

第4学年
120人

」を「

第4学年
105人

」に、

「	第5学年	を	「	第5学年	に、
	120人			105人	
」			」		

「	第6学年	を	「	第6学年	に改める。
	120人			105人	
」			」		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条の表の改正規定

「	第2学年	を	「	第2学年	に改める部分に限る	令和9年4月1日
	120人			105人		
」			」			

(2) 第3条の表の改正規定

「	第3学年	を	「	第3学年	に改める部分に限る	令和10年4月1日
	120人			105人		
」			」			

(3) 第3条の表の改正規定

「	第4学年	を	「	第4学年	に改める部分に限る	令和11年4月1日
	120人			105人		
」			」			

(4) 第3条の表の改正規定

「

第5学年
120人

」

を

「

第5学年
105人

」

に改める部分に限る

令和12年4月1日

(5) 第3条の表の改正規定

「

第6学年
120人

」

を

「

第6学年
105人

」

に改める部分に限る

令和13年4月1日